

広報

# もりや

2007

11  
25

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

12月3日～9日は障害者週間

## ご存知ですか？ ノーマライゼーション

●問合せ先 市役所社会福祉課障害福祉G 内線 163・164

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそノーマルである、という考え方がノーマライゼーションです。

市では、障害のある人が障害のない人とともに普通に生きていける社会を展望し、地域社会を重視した施策を充実させつつあります。私たち一人ひとりが困っている人に声をかけ、自分にできるサポートを申し出る、そんなちょっとした勇気と思いやりの心を忘れないで！

障害者とは「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています(障害者基本法第二条)。何らかの障害がある人は約709万人(平成19年度障害者白書)。その多くは在宅で生活しています。

このため、バリアフリー(障害を取り除いた状態)の道路や住まいの建設など、障害のある人にとって住みよい環境づくりが進んでいます。しかし、真に住みよいまちにするためには、ハード面だけではなく、私たち一人ひとりが心のバリアをなくし、障害のある人と直接接することが必要です。「お手伝いしましょうか」の一言に始まり、身近にできることはたくさんあるはず。障害者週間を機に、障害のある人を理解し、ノーマライゼーションの理念について考えてみましょう。

### ●●○ 障害者相談員制度 ○●●

障害のある人や家族の悩みを解決する相談員制度です。

#### ▶身体障害者相談員

- 寺田 勇氏 大柏 261-1 ☎ 45-0108
- 斉藤 聖氏 松前台 5-4-12 ☎ 45-3891
- 佐藤敦子氏 みずき野 3-14-1 ☎ 45-3728
- 中村節子氏 同地 316 ☎ 48-1841

#### ▶知的障害者相談員

- 高野桂子氏 本町 686-10 ☎ 48-9961

### ●●○ 住宅リフォーム助成 ○●●

次に該当する場合、その経費を助成します。

#### ▶対象者

- ①又は②に該当し、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
- ①身体障害者手帳の個別障害1・2級の<sup>かし</sup>下肢又は体幹機能障害者(児)
- ②療育手帳の総合判定④の知的障害者(児)

#### ▶対象工事

- 住宅内外の移動を容易にする設備などの整備・工事
- 階段・浴室・便所などの使用を容易にする設備などの整備・工事

#### ▶助成率

対象経費(限度額60万円)の4分の3

#### ▶申込方法

工事前に、市役所社会福祉課で申し込む



## 障害者の文化祭

12月6日(木)～10日(月)に県民文化センター(水戸市千波町東久保697)で、障害者の方たちが製作した作品の展示や販売を行います。ぜひお越しください。

※作品販売は12月8日(土)

### 認知症サポーター養成講座

▼日時 12月17日(月) 午前10時～11時30分 ▼会場 市役所中会議室 ▼内容 認知症と認知症の症状について/認知症介護のポイント/地域(あなた)の力について/サポーターの役割 ※修了証を発行

▼申込・問合せ先 市役所介護福祉課内「地域包括支援センター」内線171・175

認知症の方と家族のこころ 認知症の方を抱える介護者同士が、お互いに話し合い、耳を傾ける場です。

開催

# 情報ひろば

- くらし・環境・交通
  - 届出・証明・税・年金
  - 子ども
  - 高齢者
  - 教室・講座・イベント
  - 情報・参加・交流
  - 仕事
- ※市内公共施設の電話番号は最終頁参照

### 救命講習会 (AED)

▼日時 12月16日(日) 午前9時～正午 ※午前8時45分～受付 ▼対象 中学生以上 先着25名 ※軽い運動ができる服装 ▼受講料 無料

▼申込方法 12月1日(土)以降に、電話又は窓口で申し込む

▼会場・申込・問合せ先 守谷消防署 ☎46-0119

### 外国人のための語学支援者登録制度への登録者

▼対象 市が行う事業及び国際交流事業に協力し、日本語及びそれ以外の言語の読み書き又は会話ができる方 ▼活動内容 市役所等に窓口申請のため訪れた外国人への通訳や電話での通訳/市の業務上必要とする通訳及び資料の翻訳/市が必要と認める国際交流・国際協力活動に係る通訳及び翻訳(参考)市の外国人登録数国籍別上位国 中国、ブラジル、韓国、フィリピン、タイ、ペルー ▼登録方法

募集

外国人のための語学支援者登録制度への登録者

▼対象 市が行う事業及び国際交流事業に協力し、日本語及びそれ以外の言語の読み書き又は会話ができる方 ▼活動内容 市役所等に窓口申請のため訪れた外国人への通訳や電話での通訳/市の業務上必要とする通訳及び資料の翻訳/市が必要と認める国際交流・国際協力活動に係る通訳及び翻訳(参考)市の外国人登録数国籍別上位国 中国、ブラジル、韓国、フィリピン、タイ、ペルー ▼登録方法

登録申請書(登録先に用意)に必要事項を記入し、窓口で随時登録する

▼登録・問合せ先 市役所くらしの支援課 内線132

パブリックコメント 「守谷市長選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(案)」に対する意見

公職選挙法改正により、地方公共団体の長の選挙において、有権者が政策等を知る機会を拡充するため、ビラの配布が認められ、市条例で定めるところにより、ビラの作成費を公費負担できるようにになりました。市では、この主旨を踏まえ、条例案を作成しましたので、皆さんの意見をお寄せください。

▼条例案の閲覧・配布場所 市役所総務課・くらしの支援課、各公民館、文化会館、仲町行政サービスセンター、市ホームページ ▼案の公表及び意見提出期間 11月27日(火)～12月26日(水) ▼意見提出できる方 市内在住・在勤・在学の方/市内に事務所・事業所がある個人及び法人・団体/市内に土地・建物をお持ちの個人及び法人・団体

▼提出方法 住所・氏名・電話番号を記入した意見書(様式自由)を、郵送・FAX・メール又は持参する

▼提出・問合せ先 市役所総務課総務防災G 内線225 ☎soumu@city.moriyaharak.jp

### 平成20年2月3日(日) 守谷市議会議員一般選挙

守谷市議会議員の任期満了(平成20年2月29日)に伴い、市議会議員一般選挙が次のとおり行われます。

▶告示日 平成20年1月27日(日)  
▶投票日 平成20年2月3日(日)  
▶投票時間 午前7時～午後8時  
▶選挙すべき人員 20人  
▶立候補届出 平成20年1月27日(日) 午前8時30分～午後5時 市役所大会議室

◎立候補を予定されている方へ  
今回の選挙に先立ち、立候補予定者を対象とした説明会を、次のとおり開催します。選挙に立候補を予定されている方(又はその代理人の方)は、必ず出席してください。

▶立候補者説明会 12月20日(木) 午前10時～市役所大会議室  
▶問合せ先 市役所総務課内「市選挙管理委員会」内線225

2月18日～3月17日 申告をお忘れなく!

# 税源移譲による税法改正のポイント①

●問合せ先 ・茨城県市町村課税政担当 ☎029-301-1111  
・市役所税務課市民税G 内線205～207

## 平成19年中に退職などで所得が減り、所得税が課税されなくなった方へ

図1のように、税源移譲に基づく所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方で、既に平成19年度住民税を全額納付した場合は、平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

### ■対象となる方

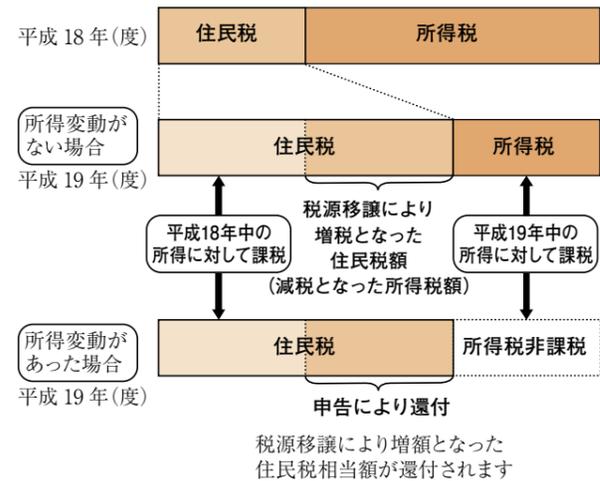
- 次の①②を満たす方
- 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分除く) > 所得税と人的控除額の差の合計額
  - 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分含む) ≤ 所得税と人的控除額の差の合計額
- ※人的控除以外の社会保険料控除額が増加した方、住宅ローン控除等により所得税が課税されなくなった方には、適用されません  
※平成19年中に死亡又は海外に転出した方には適用されません

### ■住民税の還付を受けるには?

平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ、減額申告書を提出してください(平成19年中に守谷市に転入された方は、守谷市では受付できません)。申告書は用意でき次第、広報もりやでお知らせします(提出期間は、平成20年7月1日～31日)です。

該当する方は、必ず平成19年中の収入を、平成20年2月18日～3月17日に、平成20年1月1日現在お住まいの市町村又は管轄税務署で、確定申告又は住民税申告をしてください。

【図1】



—— 所得変動のモデルケース ——  
給与収入500万円の夫婦の場合 ※社会保険料50万円

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000円	122,500円
住民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円

↓ 平成19年の収入がなくなった場合

	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用
所得税	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円
合計	130,000円	227,500円

差額97,500円が還付されます

## 短期損害保険料控除が廃止になり、地震保険料控除が創設されました

近年多発する地震災害を受け、損害保険料控除が改組され、地震損害保険料控除が創設されました。

### ■平成19年度課税分まで：損害保険料控除

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、満期返戻金ありのもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合、両保険料控除額の合計	10,000円

※対象となる保険料：住宅や家財等の生活資産や身体の傷害に関する損害保険料

### ■平成20年度課税分から：地震保険料控除

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の2分の1	25,000円
経過措置：H18.12.31までに締結した長期損害保険料控除は、従前の長期損害保険料控除が適用	10,000円
地震保険と長期損害保険がある場合、両保険料控除額の合計	25,000円

※対象となる保険料：住宅や家財等の生活資産の地震保険料

改正

### 2007 もりやクリスマスファンタジー

素敵な夜をあなたと一緒に！

今年も12/15(土)～24(月・祝)の間、守谷駅前西口広場にクリスマスイルミネーションを飾り付けします。ぜひお越しください。

▶主催 守谷駅前イベント実行委員会  
▶共催 大好きいばらき県民会議、守谷すたいる研究交流会、守谷市民活動交流会、TXアベニュー守谷、関東鉄道(株)、守谷市、守谷市商工会

**ツリー提供者及び飾り付けボランティア募集**  
ツリー・電飾・リースを提供して下さる方、飾り付け及び後片付けをして下さる方、ペットボトルランタンを作ってお下さる方を募集しています。申込書(問合先及び各公民館に用意)に必要な事項を記入し、12/7(金)までにお申し込みください(詳細は申込書に記載)。

▶問合先  
・市民活動支援センター ☎46-3370  
・市役所経済課商工・観光G 内線262

### 暮らしのコーナー

#### 火災警報器の訪問販売にご注意!

相談内容: 消防署の方から来た名乗る作業服姿の男性が、「一般住宅に火災警報器の設置が義務化されたので点検に来た」と家に上がり間取りを確認。「今すぐ設置が必要。今回は無料で設置する」というので、契約したが解約したい。

アドバイス: 消防法の改正により、既存住宅でも平成21年6月までに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました(詳細は消防署等にご確認ください)。しかし、消防署や市役所の職員が訪問販売をすることはありません。NSマーク(日本消防検定協会)の住宅用火災警報器が、ホームセンターや電器店等で販売され、個人でも容易に取り付けられます。

なお、訪問販売で契約してしまった場合でも、契約日から8日間は無条件にクーリングオフができます。契約書を交付しない悪質業者もいますので、契約時には、業者の名称所在地を必ず確認しましょう。

相談先: 市消費生活センター ☎45-2327  
月～金 9:00～12:00・13:00～16:00

### お知らせ

#### 広報もりや市民アンケート

市では、限られた紙面の中で、より内容を充実させるため、広報もりやに関する市民アンケートを行います。ぜひ、皆さんの率直な意見をお聴かせください。

▶市ホームページ「広報もりや市民アンケート」開設  
http://www.city.moriya.lg.jp/▼市内公共施設  
の窓口 市役所総合案内・各公民館・中央図書館・保健センター・文化会館に、アンケート用紙及び回収箱を設置▼実施期限 1月25日(金)まで

#### ごみの出し方にご注意ください

最近、ごみの出し方についてルールが守られず、収集できないケースが多く見受けられます。特に、次のごみについてはご注意ください。

- ▼可燃ごみ 木の葉及び落ち葉は、可燃ごみの袋を使用し、直径5cm以内の木枝は長さ50cmほどに切り、紐でまとめて出してください
- ※ただし、いずれも乾燥させてから出してください
- ▼不燃ごみ ブルーシート・人工芝・ビニール製テールマット等は、15cm四方に裁断して出してください
- ※農業系(家庭菜園を含む)のビニールについては、家庭ごみとして取り扱えません。農家の方は農協へお問い合わせを、それ以外の方は産業廃棄物処理業者へ処分を依頼してください

#### 軽自動車車庫廃車及び住所変更について

守谷市・町ナンバーの原動機付自転車等を所有し、使用していない方及び盗難等で警察に届出している方で、廃車等の手続をしていない方は、市役所税務課で廃車の手続をしてください(つくば・土浦ナンバーの手続は土浦陸運事務所)。



軽自動車税を納める方は? 4月1日(基準日)時点で車両をお持ちの方です。なお、4月2日以降に廃車手続を行っても、軽自動車税は納税しなければなりませんので、廃車等の手続は3月末(3/31)以前にお願いします。

#### 義援金のお知らせ

皆さんの温かいお気持ち、ありがとうございます。義援金は、日本赤十字社茨城県支部を通じ、被災地に送金しましたので、お知らせします(11月1日現在)。

▼熊本県大雨災害義援金 募金箱(市役所) 2万2838円  
▼新潟県中越沖地震災害義援金 募金箱(市役所) 9万1354円/みずき野町内会 4万3297円  
▼問合先 市役所社会福祉課 内線162

#### 郷州沼崎線一部開通

▼開通日時 12月5日(水) 午前9時から開通  
▼問合先 市役所建設課道路建設G 内線254

#### 区画整理事業による道路閉鎖・道路改良工事

▼道路閉鎖 11月26日(月)  
▼道路工事期限 平成20年2月29日まで  
▼施工業者 (株)ナカタ工業

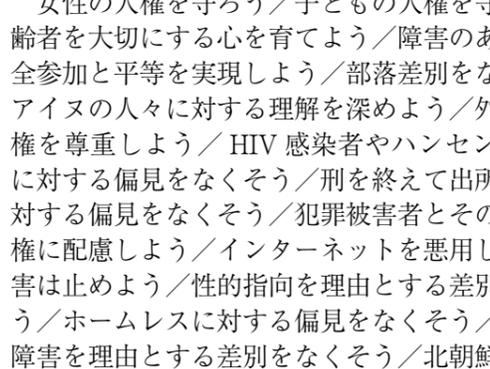
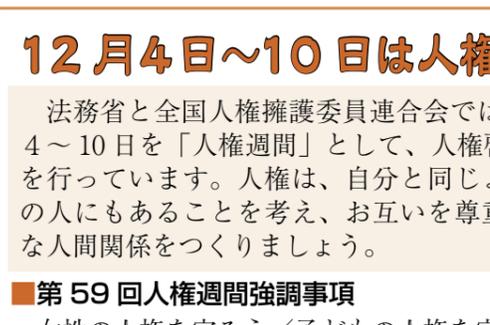
▼問合先 守谷駅周辺区画整理事務所

▼問合先 市役所都市計画課まちづくりG 内線245

#### 「都市計画に関する基礎調査」に伴う現地踏査

市では、都市計画を策定するにあたり、土地利用状況等を把握するため、次のとおり調査委託をいたしました(民地へは立入りしません)。ご協力をお願いします。

▼調査期限 平成20年2月下旬まで  
▼調査地区 市内全域  
▼調査会社 (株)アイコ  
ンサルタント※調査員は身分証明書を携行  
▼問合先 市役所都市計画課まちづくりG 内線245



#### 12月4日～10日は人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4～10日を「人権週間」として、人権啓発活動を行っています。人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いを尊重し豊かな人間関係をつくりましょう。

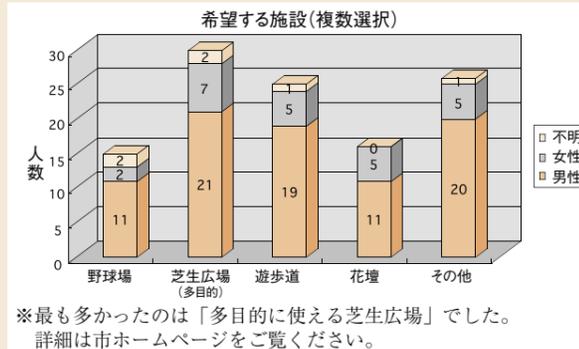
■第59回人権週間強調事項  
女性の人権を守ろう/子どもの人権を守ろう/高齢者を大切に心を育てよう/障害のある人の完全参加と平等を実現しよう/部落差別をなくそう/アイヌの人々に対する理解を深めよう/外国人の人権を尊重しよう/HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう/刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう/犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう/インターネットを悪用した人権侵害は止めよう/性的指向を理由とする差別をなくそう/ホームレスに対する偏見をなくそう/性同一性障害を理由とする差別をなくそう/北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

人権週間記念講演会  
12/8(土) 13:00～ ※開場は12:00  
東海文化センター(那珂郡東海村船場768)  
▶内容 人権啓発ポスターコンクール表彰式、人権メッセージ表彰式・朗読、人権作文朗読、講演「『あたりまえの心』が大切」高橋元太郎氏(俳優)  
▶定員 先着800名 ※入場無料  
▶申込・問合先 茨城県人権啓発推進センター ☎029-301-3136 FAX 029-301-3138

#### 稲戸井調節池土地利用アンケートの結果

7月23日～8月31日に実施した、稲戸井調節池土地利用アンケートの結果をお知らせします。稲戸井調節池は、常磐自動車道から下流の取手市にかけて、利根川の流量調節のために国土交通省が整備を進めているものです。

市では、この区域内に市民が憩える場所を創設するため、国土交通省との協議を進めています。今後の協議に必要な土地利用構想を作成するための基礎資料として、市民の皆さんから意見をお聞きしました(集計結果の有効回答は66人)。ご協力ありがとうございました。



※最も多かったのは「多目的に使える芝生広場」でした。詳細は市ホームページをご覧ください。  
今後、皆さんの意見を参考に土地利用構想を作成していきますが、「稲戸井調節池整備はあと10年くらいかかる(国土交通省談)」とのことから、市民が憩える場の整備については、早期の着手は難しいことをご理解ください。  
●問合先 市役所企画課 内線331

# 地域で安全・安心なまちづくりを目指して

● 問合せ先 市役所くらしの支援課交通・防犯G 内線 134・135

## ひったくり被害に遭わないために

先日、市内でひったくり強盗事件が発生しました。

ひったくられたバッグの中に、クレジットカード・自動車運転免許証・身分証明書などが入っていた場合、再発行の手続など手間がかかるほか、それらを悪用されるなど、更なる被害に遭うこともあります。普段から防犯対策を心がけ、被害を未然に防ぎましょう。

### 【ひったくり狙われやすい人とは…】

- バッグを車道側に持って歩いている人
- 現金を下ろして金融機関から出てきた人
- 歩きながら携帯電話を使用し、周囲を警戒していない人
- 自転車カゴにバッグを入れ、ひったくり防止ネットなどを付けず走行している人

### 【ひったくり被害の特徴】

被害者の93.9%が女性で、徒歩での被害が65%を占めています。徒歩で被害に遭った方のうち、7割近くがバッグ等を車道側に所持していた状態で被害に遭っています。また、自転車の場合は、9割がバッグ等を前カゴに入れていた状態で被害に遭っています。

被害が最も多い時間帯は、18時～24時の間で、6割近くを占めています。特に、20時～22時の間が高くなっています。

### 【ひったくり防犯対策】

ひったくりは、オートバイ・自転車で追い越しまにひったくるケースがほとんどです。また、

一度通り過ぎた後、再度近づき犯行に及ぶ場合もありますので、次の点に注意しましょう。

- バッグ等は持ち方を工夫する(たすき掛けなど)
- 自転車カゴには「ひったくり防止ネット・カバー」を装着する
- 後方からバイクや自転車が近づいてきたら、立ち止まって相手を確認するなど警戒する

### 【習慣にしましょう】

- 夜間の帰宅等は、遠回りでも明るく、人通りのある道を通る(特に女性の方は、深夜時にはタクシーを利用するなど危険回避に努めましょう)
- 歩きながらの携帯電話使用は控える
- 金融機関等で現金を下ろした後は、特に警戒する(だれか後をつけていないかときどき振り返る)

### 【被害に遭った場合は…】

大声をあげて周囲の人に知らせ、すぐに110番通報し、犯人の特徴をできる限り詳しく伝えましょう。また、二次被害を避けるため、早めにカード会社や銀行等に連絡しましょう。

できるだけ早い通報が犯人検挙につながります！



## 守ります家族の笑顔と交通ルール

年末の交通事故防止県民運動 12月1日(土)～12月31日(月)

年末は、年末特有の交通混雑や飲酒の機会の増加による交通事故の多発が心配されます。交通ルールを守り、交通マナーの向上を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

### 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転追放三不運動
  - ① 飲んだら運転しない
  - ② 運転するなら飲まない
  - ③ 運転する人に飲ませない

• 本年9月の法改正により罰則が強化!

酒酔い運転: 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転: 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



※車・酒の提供者、同乗者にも罰則があります  
自転車もお酒を飲んだら運転してはいけません!

### 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 車や自転車はライトを早めに点灯し、普段よりスピードを抑えましょう
- 歩行者は白系の服装や反射材を身に付けましょう

### 高齢者の交通事故防止

高齢者が、加害者になる交通事故が増加!  
一時停止規制のある交差点や、見通しの悪い交差点では、必ず停止し安全確認。

守谷市の交通事故発生状況(10月) 件数 36件 死者数 0人 負傷者数 49人

## あなたのチカラ 消防団で生かしませんか!

消防団は、市民の皆さんに最も身近で、地域に密着した消防機関として、地域防災において重要な役割を担っています。

しかし近年、入団者は少なくなっており、新たに団員を確保することが難しくなっています。

そこで、守谷市消防団では、広く消防団員を募集しています。

### 消防団って何?

消防団は、消防本部・消防署と同様に、災害時の消防防災活動や平常時の予防活動などを行う、ボランティアの消防機関の一つです。現在、守谷市消防団では263人(条例定数300人)の団員がおり、本部及び13の分団で組織されています。

### 消防団員の活動は?

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、地域や家族、そして仲間を守るために団結し、地域の消防防災活動に

あたっています。

平成18年度の火災出動は21回で、出動人数は389人でした。

【災害時】 消火活動、救出・救助活動、警戒巡視、避難誘導など

【平常時】 火災予防活動、教育訓練活動、機械器具等の点検など

### 【主な行事】

1月 消防出初式 / 3月 春季火災予防パレード / 6月 規律訓練 / 9月 守谷市防災訓練、守谷市消防ポンプ操法競技大会(隔年) / 10月 茨城県消防ポンプ操法競技大会 県南南部地区大会、消防フェスティバル / 12月 秋季火災予防パレード



▲県消防ポンプ操法競技大会 県南南部地区大会の様子

### どんな人が入れるの?

市内在住の18歳以上で、心身ともに健康な方です。消防団員は、普段はほかの職業や学業などを持つ、非常勤特別職の地方公務員です。入団後の待遇は?

条例により年額報酬や、災害活動又は訓練等に出動したときの出勤手当などが支給されます。その他の主な待遇は次のとおりです。

【公務災害補償】 消防団活動中に負傷した場合の補償

【退職報償金】 5年以上勤務し、退職した場合の退職報償金

【被服の貸与】 消防活動に必要な被服などを貸与

【表彰制度】 職務上、功勞・功績があった場合の表彰

▼ 問合せ先 市役所総務課 総務・防犯G 内線 224



▲消防出初式の様子

## 取手医師会健康教室

### ぜんそく 小児喘息(その3)

現在の喘息薬物治療では、以下の2つに喘息治療を分類します。

- ① 発作治療薬: リリーバー
- ② 長期管理薬: コントローラー

発作治療薬は、喘息発作が起きたとき、あるいは起きそうなどときだけ使用する薬で、B2刺激薬と呼ばれる薬の吸入薬、内服薬が中心となります。

喘息発作は、「小児喘息(その2)※広報もりやおしらせ版8月25日号」で書いたように、小発作・中発作・大発作に分けられますが、個人によって特徴があり、それぞれ違います。具体的に自分の子どもには、発作のときにどのような薬を飲ませ、どのような状態になったら病院に行ったほうが良いのかななどを、医療スタッフと事前に十分に相談しておくことが重要です。大発作以上のときや、発作止めの効果が認められなかったとき、短時間に悪化するとき、また、今までと違う様子

が見られたときなどは、直ちに病院に行きましょう。

長期管理薬は、発作を未然に防ぐために、症状がなくても継続的に使用する薬で、吸入ステロイド薬、経口抗アレルギー薬、長時間作用性気管支拡張薬などがあります。長期管理薬は発作のないときに使うので、人によっては症状がないのに薬を使うことに抵抗があるかもしれませんが、気道の炎症を抑え、改善するために薬を定期的に使って発作を起こさせないようにするのが、治療の基本です。長期管理薬によって3か月以上発作がない場合には、ステップダウンについて医療スタッフと相談しましょう。現在の治療薬で、発作を起こさない期間が3か月以上続いて、状態が安定していたら、治療薬を一段階減らすなどの対応をするのが一般的ですが、中止するのは、維持療法となつてから少なくとも6か月から1年間、無発作状態を確認してからです。喘息は慢性化しやすいので、発作が起きたときの適切な対処とともに、発作がないときにも、将来発作が起らないようにするための治療を継続することが重要です。

# 12月 DECEMBER

1土	アーカスオープンスタジオ(～2日 もりや学びの里)
2日	光と色のふしぎ探検!(10:00～ 郷州公民館) 環境美化の日
3月	粗大ごみ戸別収集申込期間(～7日) 図書館休館日
4火	こころのリハビリ(・18日9:30～ 保健センター)
5水	粗大ごみ戸別収集日
6木	電気の省エネ・省マネー教室(10:00～ 中央公民館) 人権相談所(10:00～ 市役所) 紙・布類収集日
7金	
8土	もりやをきれいにしよう会(9:00 北園森林公園前駐車場集合) 親子でクッキング(9:00～ 保健センター) おはなし会(・22日11:00～ 中央図書館) 守谷親子読書の日
9日	冬の野鳥観察会(8:50 市役所駐車場集合) 子どもピザづくり教室(9:30～ 北守谷公民館)
10月	図書館休館日
11火	ブリタのケーキ作り教室(13:30～ 高野公民館)
12水	税務相談(13:00～ 市役所)
13木	空き缶・ビン収集日
14金	小さなおともだちのためのおはなし会(11:00～ 中央図書館)
15土	夢っ子コンサート(11:00～ 中央公民館) クリスマスリースづくり教室(10:00～ 中央公民館)
16日	市民卓球大会(9:30～ 常総運動公園総合体育館)
17月	認知症サポーター養成講座(10:00～ 市役所中会議室) 認知症の方と家族のつどい(13:30～ 市役所小会議室) 粗大ごみ戸別収集申込期間(～21日) 各公民館・図書館休館日
18火	
19水	初めて学ぶ季節の和紙ちぎり絵講座(13:30～ 郷州公民館) 就職相談(9:30～ 文化会館) 粗大ごみ戸別収集日
20木	紙・布類収集日
21金	
22土	もりやクリスマスファンタジーイベント(～24日 守谷駅前西口広場) クリスマスケーキ作り教室(9:30～ 高野公民館)
23日	天皇誕生日
24月	振替休日 図書館休館日
25火	
26水	
27木	空き缶・ビン収集日
28金	図書館休館期間(～1/4)
29土	市役所業務休止期間(～1/3)
30日	
31月	

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:15・13:00～17:15)しています  
※中央図書館の木曜日の開館時間は13:00～18:00です

## 12月の各種相談

法律相談	18日 9:00～12:00	市役所	11日9:00から要予約 ☎45-1249
行政相談	10日 13:00～16:00		—
教育相談	月・水・金曜日 9:00～16:30		☎0120-783018
こころの健康相談	13日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市役所内)	☎45-2314
心配ごと相談	14:00～16:00 ●ふくし 3日 ●年金・労務 10日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	要予約 ☎45-0088
電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎48-5555
消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	消費生活センター (市役所内)	☎45-2327 12:00～13:00は除く
生活機能相談	月・火・木・金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎45-1111 内線172～176

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

機関名	電話番号	FAX番号
市役所(代表)	45-1111	—
秘書課	45-2240	45-6529
企画課	45-2309	
総務課	45-1883	45-2590
財政課	45-1795	
税務課	45-1564	
収納推進室	—	45-6525
総合窓口課	—	
国保年金課	—	
くらしの支援課	—	45-6526
会計課	—	
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	
農業委員会	—	
学校教育課	45-2195	
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	
社会福祉課	45-1691	
介護福祉課	45-1744	
児童福祉課	45-1679	
家庭児童相談室	45-2314	
生活環境課	45-5339	45-2804
都市計画課	45-1963	
建設課	45-2094	45-6528
議会事務局	—	
仲町行政サービスセンター	48-1133	20-6201
上下水道事務所	48-1842	48-6087
守谷駅周辺区画整理事務所	20-0255	48-6680
保健センター	48-6000	48-6319
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館(仮予約☎48-6732)	48-6731	45-8003
郷州公民館(仮予約☎48-6724)	48-6711	46-0310
高野公民館(仮予約☎45-5419)	45-5411	20-6311
北守谷公民館(仮予約☎48-2606)	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3370
テニスコート受付	45-0271	—
学校給食センター	48-0253	48-5388
地域子育て支援センター	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
児童館	45-2278	45-4062
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2432
障害者福祉センター	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
(社)シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	48-0032	—
久保ヶ丘交番	48-1837	—
南守谷交番	45-9105	—
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	—
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503

2007年11月25日発行 広報もりやおしらせ版 ホームページアドレス <http://www.city.moriyabaraki.jp/>  
発行所/守谷市長 会田真一 編集/守谷市役所総務部秘書課 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950-1 ☎0297-451111(代表) ※この広報紙は、再生紙を使用しています